

令和3年度
第8回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和3年10月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和3年度第8回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和3年10月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和3年10月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年10月25日 13時30分			議長	立柳 優
	閉会	令和3年10月25日 14時12分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	▲	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 5番	熊澤威人	議席番号 6番	小山田和義
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	伊藤純子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号1番日戸重雄委員、所要のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第8回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、5番 熊澤威人 委員、6番 小山田和義 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第8回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第8回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、並びに6項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和3年10月以降の主な会議 行事 等日程について。

2項目め。八幡平市賃借料情報についてとなります。以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

なお、2項目めの八幡平市賃借料情報については、改めて本日の農業委員会議の提供等事務局より説明を行う事としております。

続きまして、4協議事項となります。協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、11月10日（水）午前9時30分に決定となりました。

次のページの中ほど、2項目め。令和3年度第8回総会についてとなります。本日の総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。また、総会の次第にありました、会期の決定の取り扱いについて協議を行ったところ、同じページの下側に記載したとおり廃止することが決定されました。なお、詳細については、本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

次のページの左上、3項目め。耕作放棄地全体に係る農地・非農地の判定についてとなります。内容について協議を行ったところ、同じページの下側に記載したとおり11月2日に実施することが決定されました。

続いて、4項目め。農地利用の意向調査についてとなります。内容について協議を行ったところ、次のページの下側に記載したとおり実施することが決定されました。

なお、3項目め、4項目めについては、改めて本日の農業委員会議で農業委員の皆様より協議をいただくこととしております。

続いて、5項目め。委員個人の携帯電話番号の活用についてとなります。内容について協議を行ったところ、9ページの上側に記載したとおり決定されました。

続いて、6項目め。令和3年度八幡平市に対する意見書提出に対応する委員の人数についてとなります。内容について協議を行ったところ、11ページの中ほどに記載したとおり決定されました。

なお、5項目め、6項目めの詳細については、本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

以上、6項目に関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。

古川委員から農地のあっせん情報の提供について、次のページの左側、小山田委員から細野地区の元小学校の敷地に絡む農地情報の提供について要望が出されました。

続いて、田村委員から米の暴落に関する農家への補てん関係について質問が出され、次のページの左上、三浦委員から関連する要望も出されました。

続いて、事務局から1件の情報提供を行い、続いて高橋末治委員から質問が出されました。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますので、後ほどご確認ください。

最後に、立柳会長から地区調査会の運営についての要望が出されました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和3年度第8回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和3年10月25日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第8回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木和査係長）

それでは、総会資料の15ページをご覧ください。

令和3年9月24日から令和3年10月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧5番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧6番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は10月14日の木曜日でございます。19件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、農業委員の3番委員 阿部正光 委員、農業委員の5番委員 熊澤威人 委員、推進委員の西根南地区の2番委員 田村真行 委員、推進委員の安代地区の2番委員 立花忠彦 委員、推進委員の松尾地区の2番委員 高橋和夫 委員の5名でございます。また、事務局からは伊藤局長と古川主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は3件となっております。

申請の説明に入る前に、農地法第3条の概要を簡単にご説明いたします。農地法第3条とは、農地を農地のまま売買、贈与や、また貸借などによる権利移動のことです。いわゆる耕作を目的とする権利移動となります。

それでは、申請の説明に入ります。

申請番号1：西根寺田第7地割243-1、田、416㎡です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで譲渡人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2：松尾第6地割48-1、畑、275㎡を含む2筆5,379㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで譲受人の夫が田は水稻を、畑は野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3：西根寺田第5地割84-2、畑、557㎡を含む3筆4,054㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は譲渡人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。また譲受側である佐藤直樹氏は、新規就農で、農作業従事者は2人、年間従事日数は240日、主な機械の所有状況は「トラクター、耕運機、トラック各種1台」と営農計画書が提出されています。以上のことから、効率的に利用するものと考えられます。また申請農地の面積も、4,054㎡と下限面積要件も許可要件を満たしております。

申請地の明細については下段の申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号5番 熊澤威人 委員に願います。

5番（熊澤委員）

5番 熊澤威人です。

申請番号1番ですが、位置は、寺田小学校から北東に約3.2kmの地点です。現況は、牧草が作付されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、松尾八幡平I.Cから北へ約700m以内に点在しております。現況は、田は水稻を、畑は野菜を作付されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約4km以内に点在しております。現況は、牧草が作付されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に、農地法第5条について簡単にご説明いたします。

農地を農地以外に利用する目的で貸し借りや売り買いなどをする場合には、農地法第5条による県知事の許可が必要となります。具体的には、親の持っている農地に息子が住宅を建設する場合や、建設業者が他人の農地を資材置場として利用する場合などは、事前に農地法第5条の許可を取る必要があります。

では、議案の説明をいたします。

議案の4ページをお開きください。今月の申請は2件になります。

申請番号1：田頭第7地割141、畑、864㎡。転用の目的は、賃貸借による仮設道路の敷設で、6か月間の一時転用です。内容は、工事用仮設道路が計画されております。

申請番号2：大更第28地割64-5、畑、641㎡。転用の目的は、使用貸借による一般住宅の建設です。内容は、一般住宅、物置、駐車場が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、3年以内の一時転用は認められております。

申請番号2番は10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、集落に接続して建設されることが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号5番 熊澤威人 委員にお願いします。

5番（熊澤委員）

5番の熊澤威人です。

申請番号1番ですが、位置は、田頭小学校から西へ約1.1kmの地点です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、他に通行路がないため選定したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR大更駅から東へ約1.5kmの地点です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、実家の隣接地で市道に面しており利便性が良いため選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の説明の前に、農地法の適用外証明について簡単にご説明いたします。

適用外証明とは、農地が耕作放棄され木が生えた結果、山林になったり、農地に許可なく建物を建ててしまったなどの理由によって現況が農地以外となってから20年以上経過した土地について、農地として復旧することが困難と認められる場合に、農業委員会が証明を行うものです。

この証明書があることで、地目変更をすることが可能となります。

では、議案の説明をいたします。

議案の6ページをお開きください。今月の申請は14件になります。関係資料3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：松尾第29地割27、田、241㎡。現況は、農業用車庫兼物置が建設されており、宅地化しておりました。

申請番号2：松木田88-2、畑、91㎡。現況は、大きな石や草木が生い茂っており、雑種地化しておりました。

申請番号3：大又沢口10-1、畑、1,657㎡を含む3筆、5,284㎡。現況は、雑木が生い茂っており、山林化しておりました。

申請番号4番から14番は関連がありますので、一括して説明いたします。安比高原185-8、畑、3,070㎡を含む11筆34,828㎡。申請地の場所および現況の写真については、関係資料の31ページ以降にまとめておりますので、ご覧ください。現況はそれぞれ、雑種地、山林、原野、宅地となっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号5番 熊澤威人 委員にお願いいたします。

5番（熊澤委員）

5番の熊澤威人です。

申請番号1番ですが、位置は、市役所から北西へ約1kmの地点です。現況は、農業用の小屋が建設されており、宅地化しておりました。申請地は、平成8年頃に転用制限の例外によって小屋を建設し、宅地化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR小屋畑駅から南へ約800mの地点です。現況は、大きな石があり、草木が生い茂っており、雑種地化しておりました。申請地は、狭い三角形の畑で条件が悪く、昭和63年頃より雑種地化してしまったとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、JR兄畑駅から北西へ約400～430mの地点です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、申請人が相続した時点で山林となっており、不耕作となつてから平成元年頃に山林化したと思われるとのことでした。

申請番号4番から14番は関連がありますので、まとめて報告します。位置は、JR安比高原駅から西へ約900mの地点と、北西へ約2.5kmの地点で、大きく分けて安比高原地区と細野地区に点在しております。現況は、雑種地、山林、原野、宅地となっております。申請地は、申請人の前の所有者が相続した時点で非農地となっており、平成10年頃に非農地化したと思われるとのことでした。

いずれの申請農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よつて、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。今月の申請は、8件となっております。

申請の説明に入る前に、農業経営基盤強化促進法の概要を簡単にご説明いたします。農業経営基盤強化促進法とは、認定農業者や一定面積以上の農業者・担い手が、耕作を目的とする権利移動となります。なお、賃貸借権は、有償でのやり取り（金銭でのやり取り又は、お米などの物納でのやり取り）と契約期間を定める申請で、使用貸借権は、無償でのやり取り、いわゆる契約期間のみを定める申請になります。

それでは、申請の説明に入ります。

全て新規の申請です。賃貸借権設定が3件。そのうち2件が中間管理機構を通した申請です。使用貸借権設定が3件。所有権移転が2件。合計で8件となります。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1番は、西根南地区に係る申請です。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号2番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号3番は、西根北地区に係る申請です。

次に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号4番と6番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号5番は、安代地区に係る申請です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号7番と8番は、松尾地区に係る申請です。

なお、申請番号2番から6番については、次に説明する議案第5号の配分計画案と付随することを申し添えます。また、申請番号7番と8番については、所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案14ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は7件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1番、3～5番、7番は西根北地区に係る申請です。

申請番号2番は松尾地区に係る申請です。

申請番号6番は安代地区に係る申請です。

なお、今回の申請について、先ほどご説明しました議案第4号の利用集積計画と付随することを申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第5号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第6号『令和3年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』

議長（立柳会長）

次に、議案第6号『令和3年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』を議題いたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

総会資料16ページをお開き下さい。本日の議案となります。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

最初に、農業委員会法に関する法律の規程について説明をします。

総会資料21ページ、最後のページとなります。議案第6号資料、農業委員会等に関する法律抜粋となります。該当する条文に下線付きで表示をしております。この条文により、市に対して意見の提出を行うものです。

総会資料18ページにお戻りください。令和3年度八幡平市に対する意見書の提出案について、説明をいたします。

最初に、意見提出の趣旨となります。

9月24日に開催しました第6回農業委員会議において、農業委員の皆様から内容についてご審議をいただいておりますことから、意見提出の趣旨の読み上げを省略させていただくことをご了承をお願いします。

次のページをお開き下さい。こちらも意見の内容の読み上げを省略し、意見項目の読み上げによる提出とさせていただくことをご了承をお願いします。

読み上げを行います。1 経営所得安定対策について。2 中山間地域等の収益力向上支援について。3 市農畜産物のPRについて。

次のページとなります。

4 親元就農者への支援について。5 先端技術を活用した「スマート農業」の推進について。

説明は以上となります。

ただ今の第8回総会で市に対する意見の提出が決定されましたら、11月の月上旬に市に意見書を提出し要望活動を行うものとなります。

以上が 令和3年度関係行政機関等 市 に対する意見の提出について の議案となります。

ご審議をお願いします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第6号『令和3年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時12分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第8回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（伊藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年11月25日

会 長 _____

5 番委員 _____

6 番委員 _____

令和3年度

第8回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和3年10月25日（月）午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第8回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
 - 議案第6号 令和3年度関係行政機関等（市）に対する意見の提出について
- 5 閉 会